

## 法令に基づく個人情報の目的外提供について（職員向けQ &amp; A）

## Question

警察署から、刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報に関する照会がありましたが、どうすればいいですか？ 照会事項について、すべて回答しても大丈夫ですか？

## Answer

個人情報保護条例（以下「条例」という。）第10条は、「利用目的以外の目的のため」の保有個人情報の外部提供を制限しています。警察署、検察官等の捜査機関からの個人情報に関する照会に対して回答することは、基本的には「利用目的以外の目的のため」の外部提供に当たると言えますが、捜査機関からの照会が刑事訴訟法第197条第2項に基づくものであれば、同条第2項第1号の「法令等に定めがあるとき」に該当し、外部提供が認められることになります。ただし、必要最小限度の範囲で提供することが必要となります（同条第2項ただし書）。

実務的には、以下の手順に従って対応してください。

なお、捜査機関への回答が、本人の同意があるとき（同項第2号）や人の生命、身体等の保護のために緊急に必要があるとき（同項第4号）として、認められる場合もありますが、基本的には、同様の手順により対応してください。

## 1 照会の根拠規定を確認する。

刑事訴訟法第197条第2項に基づくものであれば、条例第10条第2項第1号の「法令等に定めがあるとき」に該当し、回答することができます。

なお、それ以外にも、「公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」旨の規定（刑事訴訟法第507条等）であれば、「法令等に定めがあるとき」に該当します。

## 2 先方に照会の趣旨等を確認する。

照会文書に記載されている担当者に連絡の上、照会の趣旨、目的等、当該個人情報を必要とする事情を、聴ける範囲で構いませんので、できる限り確認してください。

なお、定型的な照会、調査であって、あらためて照会の趣旨等を確認する必要がない場合は、省略しても構いません。

## 3 必要と思われる範囲で回答する。

2で確認した事情を考慮した上で、必要と思われる範囲で回答してください。

先方が回答を求めている事項であっても、その事項を回答しなくても、他の事項に回答することで十分に照会の趣旨を達することができると考えられる場合、回答内容に極めて繊細な情報が含まれており、回答すると本人等の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合などは、回答を避けてください。

なお、回答に当たっては、必要に応じて、情報公開室と相談をしてください。

## 【参考】 条例第10条（抜粋）

第1項 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は実施機関以外の者へ提供してはならない。

第2項 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(4) 人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護のために緊急に必要があるとき。

## 刑事訴訟法（抜粋）

第一条 この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。

第九十七条 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。

② 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

③ 検察官、検察事務官又は司法警察員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することができる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至ったときは、当該求めを取り消さなければならない。

④ 前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

⑤ 第二項又は第三項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

第五百七条 検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。